

一般社団法人関東大学バスケットボール連盟
定 款

平成28年3月23日 作成

平成29年6月24日 改訂

一般社団法人関東大学バスケットボール連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人関東大学バスケットボール連盟と称し、国際間における名称は、「KANTO COLLEGIATE BASKETBALL FEDERATION (略称：KCBF)」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、学生自治の精神に基づき、大学バスケットボールの健全な発展と、バスケットボールの技術の向上並びに加盟団体相互の親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

1. 競技会の開催
2. 関東地区を代表する国内並びに国際試合に参加する選手及びチームの選出
3. 講習会及び研修会の開催
4. 著作権、商標権等の知的財産権の管理及び運用
5. コーチ等の人材の育成、派遣及び管理
6. その他当法人の目的を達成するため必要な事業

第3章 社員及び会員等

(法人の構成員)

第4条 当法人の会員は次のとおりとする。

- (1)正会員 理事会において登録が認められた、当法人の加盟団体である大学（関東地区〈東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県及び山梨県の1都7県をいう。〉に所属する短期大学を含む大学等。以下「加盟大学」という。）の男子バスケットボール部に所属する者。

ただし、次号の代議員の選出母体であって社員には含まれないものとする。

(2)代議員 本定款の規定に基づき各加盟大学において選出された者

2 前項の第2号の代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員（以下、「社員」という。）とする。

(上部団体)

第5条 当法人は、全日本大学バスケットボール連盟を構成する組織団体であり、当該連盟と緊密な関係を保ち、当該連盟の隆盛に寄与しなければならない。

(加盟及び入会)

第6条 当法人に加盟を希望する大学の男子バスケットボール部は、当法人指定の申請書に当該年度の役員及び選手名簿を添えて毎年1月31日までに提出しなければならない。

2 前項の加盟の申請手続きをした大学のバスケットボール部は、当法人の競技部の審査を経たのち、理事会の承認を得たうえで、当該年度の加盟費を納めなければならない。

3 前2項の手続きを経たもののうち選手登録した者（個人）を、第4条に規定する当法人の正会員とする。なお、各競技会に出場できる選手資格については別途細則をもってこれを定める。

(登録)

第7条 当法人の加盟大学は、公益財団法人日本バスケットボール協会への登録を経たうえで、当法人を経由して全日本大学バスケットボール連盟に登録しなければならない。

2 加盟大学は、次に定める手順に従って登録を行わなければならない。

(1) 加盟大学は、毎年所在地の各都県協会を経由して公益財団法人日本バスケットボール協会に加盟料を添えて登録の手続きを行わなければならない。また、これと同時に所属選手の登録料を添えて選手登録の手続きを行わなければならない。

(2) 加盟大学は、毎年当法人の指定用紙に所属選手の必要事項を記載し、登録料を添えて選手登録の手続きを行わなければならない。

(登録抹消)

第8条 当該年度の登録の抹消を希望する加盟大学は、当法人の申請用紙に必要事項を記入したうえで当法人の競技部の承認を受けなければならない。

- 2 前項の登録抹消申請手続きの期限は、当該年度における当法人主催の競技会（関東大学バスケットボール選手権大会）の開催日の前日までとする。

（登録に関する細則）

第9条 前2条に定める登録及び登録抹消についての細則は、別途細則をもってこれを定める。

（代議員の選出）

第10条 各加盟大学は、当法人の代議員として、各加盟大学におけるバスケットボール部OB会またはバスケットボール部部長の承認を得て、代議員1名を選出する。

- 2 当法人の正会員は、前項の選出における選出権及び被選出権を有する。
- 3 代議員の選出は、各加盟大学において、各加盟大学における当法人の正会員の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。
- 4 第8条の規定により登録の抹消をし、又は第13条第2項の規定により脱退をした加盟大学が選出した代議員は、当該登録の抹消又は脱退をした時に代議員の資格を失うものとする。
- 5 代議員の選出を行うために必要な細則は、別途細則をもってこれを定める。

（代議員の任期）

第11条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 代議員が一般社団・財団法人法に規定する各種訴訟を提起している場合においては、前項の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は、なお一般社団・財団法人法上の社員たる地位を有するものとする。
- 3 補欠または増員として選出された代議員の任期は、前任者または他の代議員の任期の満了する時までとする。

（会員の権利及び義務）

第12条 会員（第4条第1項に規定する正会員及び代議員をいう。以下同じ。）は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。本条の会費は、一般社団・財団法人法第27条に規定する経費とする。

- 2 正会員は、一般社団・財団法人法で規定する各種情報開示請求権を、社員と同様に当法人に対して行使することができるものとする。

（退会・脱退）

第13条 会員は、当法人所定の届出書を提出し、理事会の承認を得ることにより、任意に退会することができる。

2 加盟大学は、当法人所定の届出書を提出し、理事会の承認を得ることにより、任意に当法人から脱退することができる。

(除名)

第14条 当法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則及び細則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉と品位を著しく傷つけたとき
- (3) 当法人の目的と発展を著しく妨げる行為があったとき
- (4) 当法人の会員としての義務に違反したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 当法人は、当法人の加盟大学が前項に掲げる行為をした場合は、社員総会の決議によって当該団体を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第16条 会員または加盟大学が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員または加盟大学がその資格を喪失しても、既納の会費・各種費用その他の寄付金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

（開催）

第 19 条 社員総会は、定時社員総会として、年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第 20 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会の招集は、少なくとも会日の 1 週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

（議長）

第 21 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において出席した社員の中から選出する。

（議決権）

第 22 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 23 条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 監事の解任

- (3) 会員の除名
 - (4) 解散
 - (5) その他一般社団・財団法人法第49条第2項に掲げられた社員総会の決議
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上40名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち第27条第3項の常任理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員資格)

第26条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会の決議によって、副会長として若干名、理事長として1名、常任理事として30名以内を、それぞれ理事の中から選定することができる。
- 4 特定の理事又は監事とその親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。
- 5 理事及び監事は相互に兼任することができない。他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に

密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその任務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠または増員として選任された理事又は監事の任期は、前任者または他の理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 役員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事は原則無報酬とする。ただし、社員総会において別途決議がある場合、当該社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。その額は民間事業者役員報酬等及び従業員の給与、当法人の経理の状況その他の事情を考慮して、社会通念上許容される範囲内でなければならない。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第33条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第34条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 理事会

(構成)

第 35 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 各種規則及び細則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 前各号に定める事項のほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長その他の役付理事の選定及び解職

(招集)

第 37 条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれを務める。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の者が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 財務及び会計

(財務)

第 40 条 当法人は、連盟費・事業収入・寄付金その他の収入をもって運営経費を構成する。

- 2 前項の連盟費は、次の各種費用をもって構成する。
 - (1) 加盟費（当法人新規加盟大学が加盟に際し支払う費用）
 - (2) 登録費（当法人加盟大学が毎事業年度の年間登録費として支払う費用）
 - (3) 参加費（当法人加盟大学が各競技会への参加費として支払う費用）
 - (4) 特別分担金（当法人加盟大学が上記の加盟費・登録費・参加費以外に支払う費用）
 - (5) 運営協力費（当法人加盟大学が当法人に対して第 47 条第 2 項に規定する学生役員を派遣していない場合に支払う費用）
 - (6) ホームページ運営費（当法人加盟大学が当法人のホームページ運営費の分担金として支払う費用）
- 3 前 2 項に定める各種費用及び経費の金額等についての細則は、別途細則をもってこれを定める。

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び社員総

会の議決を経なければならない。

- 2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、または支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第 1 号から第 3 号までの書類については、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- (3) 財産目録
- (4) 役員名簿
- (5) 役員報酬の額又はその基準を記載した書類

- 2 事業報告については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の供与禁止)

第 45 条 当法人は、当法人の会員、役員、使用人又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

- 2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人若しくは公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄付その他の特別の利益を与える場合を除く。

第 8 章 部局及び委員会

(部局)

第 46 条 当法人は、業務の執行に際して次に示す部局を設ける。

- ① 総務部
- ② 財務部
- ③ 競技部
- ④ 強化部
- ⑤ 育成部
- ⑥ 渉外部
- ⑦ 広報部
- ⑧ 審判部
- ⑨ 医科学部

- 2 前項の各部の事業範囲は、別途細則をもってこれを定める。
- 3 理事長は、理事の中から第1項に規定する各部局の部長及び副部長並びに担当者を選任する。

(学生代表委員会)

- 第47条 当法人は、学生委員長、学生副委員長、学生理事及び学生代表委員（以下「学生役員という。」）をもって構成される学生代表委員会を置くものとする。
- 2 各加盟大学は、各加盟大学に所属する当法人の正会員の中から、前項の学生役員を選出のうえ派遣するものとする。
 - 3 学生代表委員会は、第46条に規定する各部局会議の決定に従い、実務の執行を行うものとする。
 - 4 学生代表委員会は、学生委員長がこれを招集する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第48条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第49条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。
- (1) 定款で定めた解散の事由の発生
 - (2) 社員総会の議決
 - (3) 社員が欠けたとき
 - (4) 合併により当法人が消滅する場合
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) その他法令定める事由

(残余財産の帰属)

第 50 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 罰則

(罰則)

第 52 条 会員または加盟大学が第 14 条第 1 項に定める各事項のいずれかに該当するに至ったときは、同条に定める除名の処分のほか、理事会において審議のうえで次の処分を行う。

- (1) 当法人主催の競技会への出場停止
- (2) 当法人への始末書または理由書の提出
- (3) その他

2 前項の罰則内容の詳細等に関する細則は、別途細則をもってこれを定める。